

結城市女性人材登録制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、結城市男女共同参画推進条例（平成23年結城市条例第6号）第3条第3号に規定する基本理念に基づき、審議会等の委員等への女性の登用を促進するため、各種分野において専門的知識、資格、実績等を有する女性に係る情報を結城市女性人材名簿として管理することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法律若しくは条例の規定により市が設置する附属機関又は学識経験者、市民等の意見を聴取し、市の施策等に反映させるために市が設置する審議会、委員会、協議会等をいう。
- (2) 委員等 審議会等の組織する委員その他の構成員をいう。
- (3) 結城市女性人材名簿 この要項に基づき登録を行った者に係る情報をデータベースとして整備したものをいう。

(登録対象者)

第3条 結城市女性人材名簿（以下「名簿」という。）への登録の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条第2項の申込書を市長に提出する日において満18歳以上の女性であること。
- (2) 本市に居住、通勤若しくは通学をする者又は本市に活動の拠点等を有する法人若しくは市民活動団体に所属する者であること。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する者であること。
 - ア 各種分野において専門的知識、資格、実績等を有する者
 - イ 本市において審議会等の委員等への就任実績がある者又はそれに準ずる実績がある者
 - ウ 本市の行政に高い関心を有し、積極的に活動する意思のある者であって、将来の活躍が見込まれると市長が認める者
 - エ アからウに掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録の対象としない。ただし、登録後に該当となった者を除く。

- (1) 非常勤特別職の職員及び会計年度任用職員を除く本市の職員
- (2) 地方公共団体の議会議員
- (3) 国会議員

(人材登録の方法等)

第4条 名簿への登録は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 登録を希望する者が申し込む方法
- (2) 第三者が推薦することにより申し込む方法。ただし、当該第三者は、推薦することについて本人の承諾を得なければならない。

2 前項の規定による申し込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、結城市

女性人材登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査の上人材登録の可否を決定し、結城市女性人材登録承認・不承認決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（登録台帳）

- 第5条 市長は、前条第3項の規定により登録することを決定した者（以下「登録者」という。）に係る情報について、結城市女性人材名簿登録台帳（様式第3号）に記録し、管理するものとする。

（登録内容の変更及び削除）

- 第6条 登録者は、名簿に記録された自身に係る情報を変更し、又は登録を削除しようとするときは、結城市女性人材登録事項変更・削除申出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、結城市女性人材登録事項変更・削除承認通知書（様式第5号）により、登録者に通知するものとする。

（人材登録の取消し）

- 第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- （1）第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2）心身の故障により、職務を行うことができなくなったと認められるとき。
- （3）偽りその他不正の手段により人材登録を受けたとき。
- （4）この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、登録者として不適当と認める事実があったとき。

（名簿の管理）

- 第8条 市長は、名簿を人権推進課長（以下「管理者」という。）に管理させるものとする。

- 2 管理者は、名簿を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び結城市個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程（平成28年結城市訓令第8号）の定めるところに従い管理しなければならない。

- 3 管理者は、名簿に係る個人情報を委員等の選出及び登録者の活動以外の目的のために使用し、又は提供してはならない。

（名簿の閲覧）

- 第9条 審議会等の主管課長等は、名簿に登録された情報を閲覧しようとするときは、結城市女性人材名簿閲覧申出書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 審議会等の主管課長等は、当該閲覧によって得た情報を審議会等の委員等の選出以外の目的に使用してはならない。

- 3 審議会等の主管課長等は、登録者が審議会等の委員等に選出されたときは、その旨を結城市女性人材登録者選出報告書（様式第7号）により管理者に報告するものとする。

（庶務）

- 第10条 女性人材登録制度に係る事務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(補則)

第 1 1 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

結城市長 様

結城市女性人材登録申込書

結城市女性人材登録制度実施要項第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所	〒		
連 絡 先	電話 自宅・携帯		
	電子メールアドレス		
結城市との関わり	<input type="checkbox"/> 在住 <input type="checkbox"/> 在勤・在学（勤務先・学校名： ） <input type="checkbox"/> 団体（団体名： ）		
活動希望分野 （該当する分野全てに レ印をお願いします。）	<input type="checkbox"/> 法律・行政 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 社会保障 <input type="checkbox"/> 男女共同参画 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 市民活動 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 健康・食育 <input type="checkbox"/> ボランティア活動 <input type="checkbox"/> 人権 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 国際交流 <input type="checkbox"/> 自然・環境 <input type="checkbox"/> 商工業 <input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 芸術・文化 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 労働 <input type="checkbox"/> 防災・安全 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
上記に関する資格 及び活動実績			
主に活動できる時間帯	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 土曜 <input type="checkbox"/> 日曜 <input type="checkbox"/> その他 (時から 時まで)		
託児希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
過去5年以内の審議会 等の委員就任状況	審議会等の名称	任 期	
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	

上記の内容について、結城市女性人材名簿に人材情報として登録され、活用されることを承認します。

年 月 日

署 名 _____

※第三者による推薦の場合

推 薦 者	氏名
	住所（〒 - ） 電話番号